
越前町男女共同参画基本計画

第2次

えちぜん男女共同参画プラン



平成28年4月

越 前 町

ごあいさつ

町では平成28年度から始まる第二次越前町総合振興計画で“町民一人ひとりがしあわせを実感し、誇りをもって充実した人生を歩み続けることが出来る「ふるさと越前町」の創生”を目指すこととしています。

昨今の人口減少及び少子高齢化の進行は労働人口の減少や地域コミュニティ機能の低下など、私たちを取り巻く環境に大きな影響を及ぼしています。とりわけ、地域や産業の担い手が高齢化し、継承する者が減少することで町全体の活力が失われていくことが今大きな課題となっています。

これらの課題を克服するためには、豊かで活力ある地域社会の構築が是非とも必要で、町では全ての町民が夢や希望を持ち、そして一人ひとりの人生が真に豊かであると実感できる社会を目指したいと考えています。

このため、国においては働く女性が個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定しました。

将来にわたって住みよい社会をつくるためには、地域社会においても働く場においても、男女が互いに尊重しあい個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現がとても大切です。

町では、その実現に向け町民と地域、行政が連携し今後10年間に取り組むべき施策の指針とする「第2次えちぜん男女共同参画プラン」を策定いたしました。策定にあたっては、町民の皆様への意識調査を行うとともに、越前町男女共同参画審議会委員の皆様からも貴重なご意見をいただき、今回のプランに反映させていただきました。

今後とも町民の皆様とともに様々な施策に取り組み「一人ひとりが認め合い いきいきと輝くまち えちぜん」を目指してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご提言いただいた越前町男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、関係各位に対しまして深く感謝を申し上げます。

平成28年4月

越前町長 内藤 俊三

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 改定の基本的視点	3
5. 基本理念	4
6. 基本目標	5
7. 重点目標	6

第2章 計画策定の背景

1. 世界・日本・福井県・越前町の主な動き	8
2. 男女共同参画の視点から見た越前町の特性と課題	9

第3章 計画の内容

1. 計画の体系	14
2. 重点目標の概要と主な施策の内容	16
3. 計画の推進	25
4. 越前町男女共同参画推進体制	26

用語解説	28
------	----

用語の後に（*）がついているものは用語解説を参照してください。

参考資料

資料1 男女共同参画社会基本法	32
資料2 越前町男女共同参画推進条例	38
資料3 越前町男女共同参画推進条例施行規則	42
資料4 越前町男女共同参画審議会委員名簿	44
資料5 えちぜん男女共同参画まちづくり推進員会設置要綱	45
資料6 男女共同参画に関する町民意識調査結果（抜粋）	46
資料7 男女共同参画に関する越前町・福井県・日本・世界の動き	57



第 1 章

計画の基本的な考え方



第1章

計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成18年4月に期間を10年とする「えちぜん男女共同参画プラン」を策定し、平成19年12月に、男女共同参画都市宣言をしました。平成22年4月には「越前町男女共同参画推進条例」を制定し、この条例や基本計画に基づいて、男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな施策を推進してきました。

そして、このたび「えちぜん男女共同参画プラン」が平成27年度をもって満了となることから、「第2次えちぜん男女共同参画プラン（以下「プラン」）」を策定しました。

このプランは、これまでの取り組みを継承しつつ、社会情勢の変化に的確に対応し、次代を担う子どもたちが夢と希望を持って生き生きと暮らせるまちの実現にむけ、本町におけるあらゆる分野の施策に男女共同参画の視点を反映させ、より一層の男女共同参画のまちづくりを総合的・計画的に推進するための基本となるものです。

また、「越前町総合振興計画」において、男女共同参画社会の推進が掲げられているとおり、本町に住み、働き、学ぶすべての人々が主体的に行動し、住民・事業者・行政が協働して取り組むための指針でもあります。

2. 計画の位置づけ

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び越前町男女共同参画推進条例第9条第1項に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけます。

また、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく越前町における「配偶者等の暴力防止および被害者保護のための基本計画」（市町村基本計画）とします。

3. 計画の期間

このプランの計画期間は、平成28年度(2016年)から平成37年度(2025年)までの10年間とします。

なお、主な施策については平成28年度(2016年)から平成32年度(2020年)までの概ね5年間とし、「越前町総合振興計画」と連動して進めていきます。



4. 改定の基本的視点

計画の策定に際しては、条例における基本理念に基づき、社会情勢の変化や、平成27年度に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」の結果をふまえ、次の視点で作成しています。

(1) 男女の人権の尊重

一人ひとりの個性や能力を十分に発揮して生きるためには、男女が互いに認め合い、尊重し合うことが不可欠です。個人としての尊厳を保ちながら、男女がともに多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の形成のために、あらゆる場面において「人権」が尊重されることが必要です。

(2) 男女の固定的な役割分担意識の改革

人口減少と少子高齢化が進む中、豊かで活力ある社会の形成のためには、町民一人ひとりの力が必要です。男女が自らの意思に基づき、それぞれの特性を生かし、個性と能力を十分に発揮することが町の活性化につながります。そのためには共に責任を担い助け合う視点が必要であり、家庭、地域、職場それぞれにおける、男女の意識改革、行動改革が必要です。

(3) 女性の活躍推進に向けた取組み

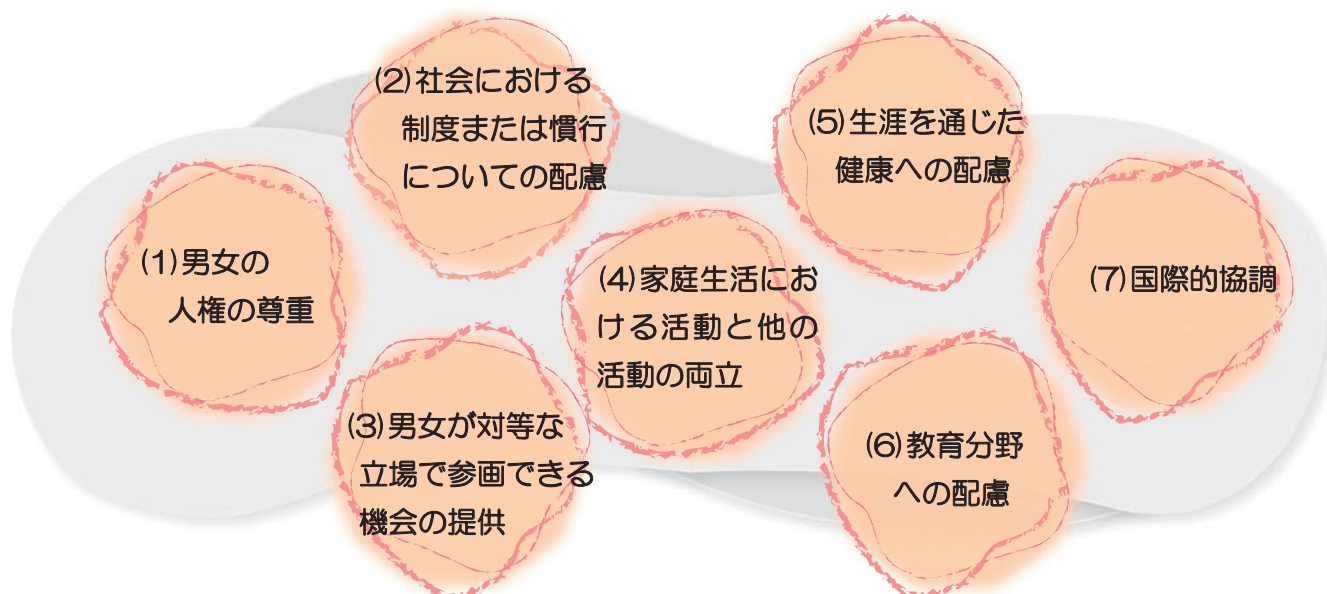
地域の魅力を高め、誇りのもてるまちづくりにおいて、多様な視点の一つとして女性の視点を盛り込むことが不可欠です。女性があらゆる分野に参画し、能力を発揮できるよう支援すると共に、仕事と家庭生活やその他の社会生活を両立できるよう、女性が活躍できる環境づくりが必要です。



5. 基本理念

本計画は、条例の理念に基づき進めるものとします。

【推進するための7つの基本理念】



(1) 男女の人権の尊重	男女が性別に関わりなく一人の人間として認め合うこと及び個人として能力を発揮する機会を得られること等、人権が等しく尊重されること。
(2) 社会における制度または慣行についての配慮	社会で活動を行う上で、性別による役割分担や習慣等にとらわれることなく、自由な選択を妨げられないよう配慮されること。
(3) 男女が対等な立場で参画できる機会の提供	あらゆる場において、男女が対等な立場で参画できる機会を積極的に提供されること。
(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立	家族が互いの協力及び社会の支援を受け、子育て及び家族の介護などを行い、かつ、職場及び地域における活動ができるようにすること。
(5) 生涯を通じた健康への配慮	男女が、互いの性を理解し、妊娠、出産その他性に関することについて、互いの意思を尊重して健康な生活ができるようにすること。
(6) 教育分野への配慮	あらゆる学習の場において、人権の尊重と平等の意識が重んぜられること。
(7) 国際的協調	男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと協調して行うこと。



6. 基本目標

男女共同参画社会の根底を成す基本理念であり、越前町における男女共同参画の第一の基本理念である「男女の人権の尊重」は、越前町の目指す男女共同参画社会の実現にとって、もっとも重要な考え方です。

町民一人ひとりの意識に「男女の人権の尊重」が深く浸透し、互いを認め合う豊かな心が育まれ、行動することが大切です。これにより、性別に関わりなく、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を十分に発揮することができ、かつ誰もが安心・安全に豊かに暮らすことができる、活力あふれる男女共同参画社会の実現につながります。

「人が輝く住民主体のまちづくり」をめざして、“認めあい ひと 男女の心を つなぐまち”をキャッチフレーズに推進するとともに、基本目標を次のとおり定めます。

一人ひとりの人権が尊重され、

◇誰もが多様な生き方が選択でき、個性や能力を發揮して活躍できる社会づくり

◇ともに築き、ともに育み、ともに参画し、安心して暮らすことができる社会づくり



7. 重点目標

基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するために、次の9つの「重点目標」を設定します。

1.家庭・地域での慣習の見直しと意識改革

2.政策・方針決定の場への女性の参画拡大

3.働く場における男女共同参画の推進と仕事と家庭生活の両立支援

4.農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現

5.ともに思いやる健康づくり

6.誰もが安心して暮らせる環境の整備

7.あらゆる暴力の根絶

8.多様な選択を可能にする教育・学習の充実

9.国際理解と協力の推進



第2章

計画策定の背景



第2章

計画策定の背景

1. 世界・日本・福井県・越前町の主な動き

(「第1次プラン(改定)」策定(H23.4)以後の動き。それ以前の動きはP57の年表参照)

(1) 世界の動き ●●●●●●●●

2010年—国連「北京+15」記念会合がニューヨークで開催されました。
(平成22年) 会議では「第4回世界女性会議15周年における宣言」等が採択されました。

2011年—女性と女児の権利を促進するため、国連女性開発基金(UNIFEM)、女性の地位向上部(DAW)、ジェンダー問題に関する事務総長特別顧問室(OSAGI)、国際婦人調査訓練研修所(UN-INSTRAW)、という国連の4つの機関を統合した国連機関「UN Women」が発足しました。

(2) 日本の動き ●●●●●●●●

2012年—女性の活躍によって国の経済再生を図るため、①男性の意識改革②思い切ったポジティブアクション③公務員からの率先した取り組みの3つを柱とした「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画が策定されました。
(平成24年)

2012年—仕事と子育ての両立支援等を一層進めるための、「改正育児介護休業法」
(平成24年) が全面施行されました。

2013年—「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正されるとともに、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針」が策定されました。
(平成25年)

2014年—「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられました。
(平成26年)

2014年—「男女雇用機会均等法」が改正されました。
(平成26年)

2015年—自らの意思で職業生活を営み、また営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活における活躍を推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布されました。
(平成27年)



(3) 福井県の動き ●●●●●●●●

2012年—「第2次福井県男女共同参画計画」が策定され、女性の能力の十分な発揮、
(平成24年) 活用、男性の主体的な参画、身近な地域社会における男女共同参画の3つに
重点が置かれました。

2014年—「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画（第2次改訂
(平成26年) 版）」が策定されました。

(4) 越前町の動き ●●●●●●●●

2011年—平成18年に策定した「えちぜん男女共同参画プラン」を改訂しました。
(平成23年)

2015年—「男女共同参画室」を「男女共同参画・人権室」に改称しました。
(平成27年)

2015年—男女共同参画町民意識調査を実施しました。
(平成27年)

2. 男女共同参画の視点から見た越前町の特性と課題

本町は海岸部、山間部、平野部から成っており、産業構造や伝統・文化の面においてそれぞれに特色を持っています。

世帯構成としては、三世帯同居世帯が約3割を占め、働き手を嫁にもらうという旧来からの意識も背景と考えられ、女性が外で働くことについては比較的寛容です。そのため、近年核家族化が進む中であっても、本町における女性の労働力率は高く、家庭や社会の中で経済的、社会的責任の一端を担っています。

また、本町の女性は、町の基幹産業である農業や水産業、商工観光業の担い手としても重要な役割を果たしています。高齢化が急速に進む中、町の活性化に向けて女性のより一層の活躍が求められていますが、地域社会の中に性別による役割分担意識が根強いいため、経営や組合等の方針決定の場への女性の参画が進みにくい状況にあります。

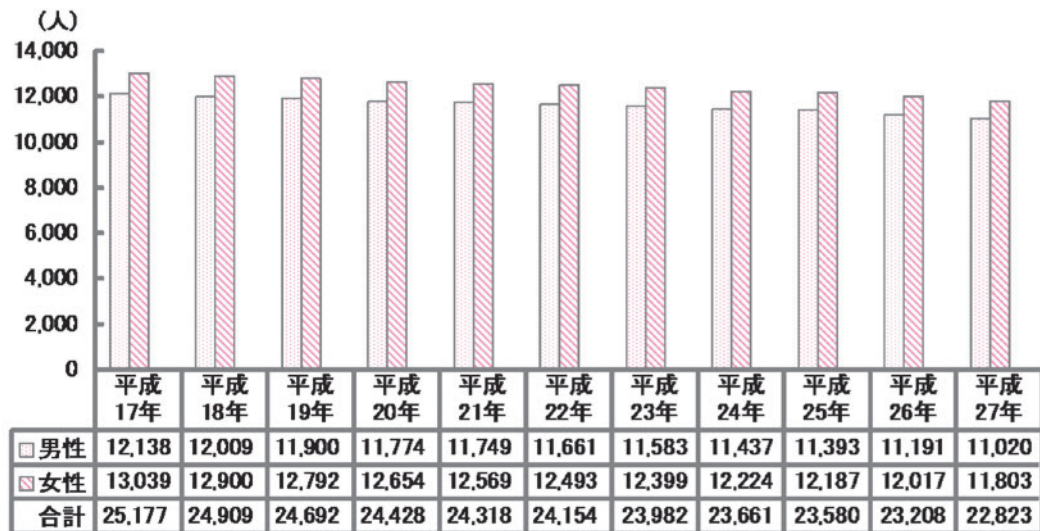
このように、固定的な性別役割分担意識や、それに基づく家庭や地域の慣習・しきたりは、社会のあらゆる場面に影響を与えており、一人ひとりの生き方をせばめ、個性や能力を発揮する機会を抑えるなど、男女共同参画社会づくりを妨げる大きな要因の一つになっていると指摘されています。

越前町を活力のある住みよい町にするためには、男性も女性も、子どもも老人も、障がいのある人もない人も、越前町に関わるすべての人の意見がまちづくりに反映され、参画できる社会の確立を図ることが極めて重要です。



(1) 人口の現状と推移

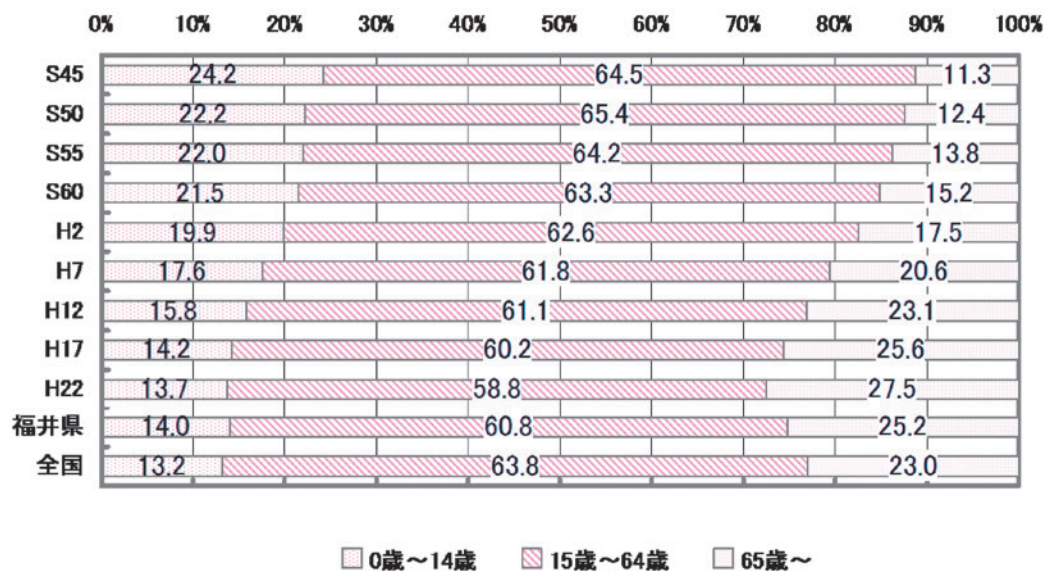
本町の人口は減少傾向で推移しています。



資料：越前町住民環境課調べ（各年4月1日 外国人を含む）

(2) 年齢別人口の推移

県、国に比べ年少人口の割合は低く、高齢者人口の割合は高く推移しており、生産年齢人口の割合も低くなっています。



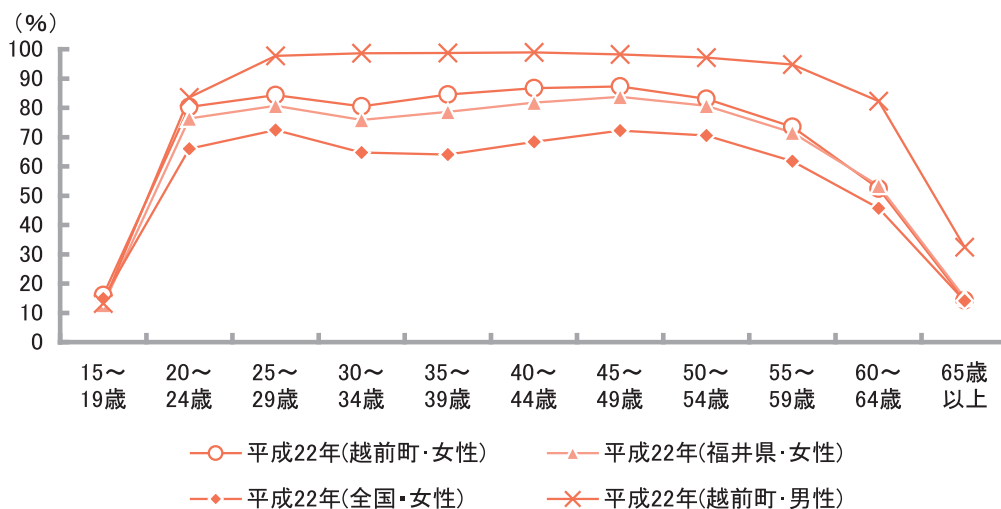
資料：H22 国勢調査



(3) 女性の年齢別労働力率の推移

男性が台形を描くのに対し、女性は25～39歳までで、一時的に低下するM字型を描いていますが、県・国に比べカーブも浅くなっており、妊娠・出産期において働く人が多いことがうかがえます。

労働力率の推移



資料：H22 国勢調査

< 参考統計 >

項目	越前町	福井県	国	備考
3世代同居率	26.6%	17.6%	10.0%	平成22年国勢調査
核家族率	51.2%	52.2%	58.4%	平成22年国勢調査
高齢化率	30.5% (H26.10.1)	27.9% (H26.10.1)	26.0% (H26.10.1)	町・県：福井県の推計人口 国：人口推計
審議会等への女性登用率	29.3% (H27.4.1)	30.3% (H27.3.31)	36.7% (H27.9.30)	





第3章

計画の内容

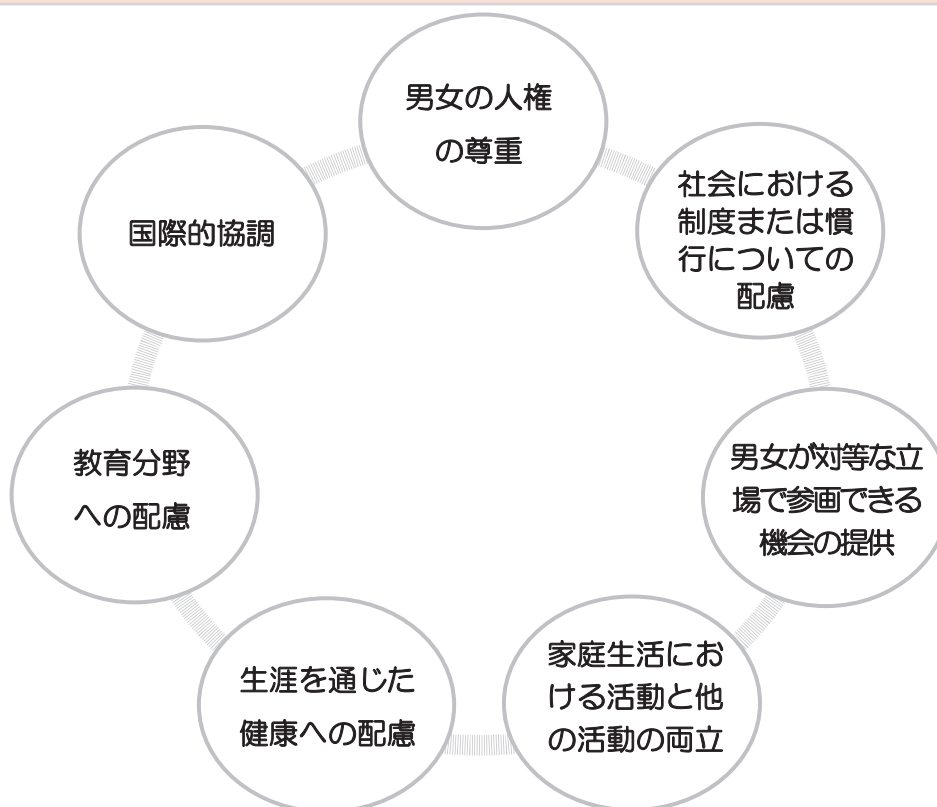


第3章

計画の内容

1. 計画の体系

推進するための7つの基本理念



基本目標

- 一人ひとりの人権が尊重され、
 - ◇誰もが多様な生き方が選択でき、個性や能力を発揮して活躍できる社会づくり
 - ◇ともに築き、ともに育み、ともに参画し、安心して暮らすことができる社会づくり



重点目標		施策の方向
1	家庭・地域での慣習の見直しと意識改革	男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直しと啓発活動の推進
		男女がともに参画する地域づくりの推進
		家庭生活における男女共同参画の促進
2	政策・方針決定の場への女性の参画拡大	町の政策・方針決定の場への女性の参画の促進
		地域の方針決定の場への女性の参画の促進
3	働く場における男女共同参画の推進と仕事と家庭生活の両立支援	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
		多様な働き方を可能にするための就業条件・環境の整備
		両立のための子育て・介護等の支援
		女性のエンパワメント*の促進と再チャレンジ支援
4	農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現	女性の主体性が生かせる就業条件や環境の整備
		方針決定の場への女性の参画促進
5	ともに思いやる健康づくり	生涯を通じた健康づくりの推進
		リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*に関する意識の浸透
		健康をおびやかす問題についての対策の推進
6	誰もが安心して暮らせる環境の整備	高齢者が住み慣れた環境で安心して暮らせる介護支援体制の充実
		高齢者の社会参加の促進
		障がいのある人が自立できる生活の支援
		ひとり親家庭に対する支援の充実
		男女の特性、視点を生かした暮らしの安全確保
7	あらゆる暴力の根絶	暴力等の防止に向けた啓発
		被害者に対する相談・支援体制の推進
8	多様な選択を可能にする教育・学習の充実	男女の共生と自立を図る学校教育の推進
		男女共同参画を進める生涯学習の推進
		メディア・リテラシー*の向上
9	国際理解と協力の推進	国際的な視野を持った住民の育成
		町内に在住する外国人との交流や支援
計画の推進		1 町における推進体制の整備と充実
		2 あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映
		3 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報提供
		4 関係機関・企業・各種団体・町民との協力・連携の強化



2. 重点目標の概要と主な施策の内容

重点目標1 「家庭・地域での慣習の見直しと意識改革」

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

地域には、昔からの様々な慣習やしきたりがあり、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきました。しかし、男女共同参画の視点から見た場合、その多くが固定的性別役割分担意識が影響し、結果的に男女に中立に機能していないものがあります。それは、個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げ、男女共同参画社会のまちづくりの実現を妨げる大きな要因となるものです。

地域における組織が、世帯単位の慣習や、性別による固定的性別役割分担意識に基づき運営されると、少子高齢化に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や高齢者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域づくりへの参加を阻む要因ともなります。

平成27年に実施した意識調査では、家庭における男女の地位について、男性の回答は「平等である」が40.5%と最も高い一方、女性の回答は「どちらかといえば男性が優遇されている」が52.8%と最も高い結果となりました。また地域活動の場においては「どちらかというとな男性が優遇されている」と約半数が回答しており、依然として男性のほうが優遇されていると感じていることがわかります。

このようなことから、家庭・地域において男女共同参画意識のさらなる向上を図るとともに、男女がお互いを思いやり、力を合わせた地域づくり活動を推進することが必要です。

施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直しと啓発活動の推進	区長会等を通じて地域への啓発を推進し、男女共同参画に対する理解を広め、各区において実施する事業や行事の中での慣習やしきたりについて、男女共同参画の視点から見直しを進める。	男女共同参画・人権室
2	男女がともに参画する地域づくりの推進	地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点の導入を働きかけ、男女年代を問わず参画する地域づくりを推進する。	男女共同参画・人権室
3	家庭生活における男女共同参画の促進	家事・育児・介護・家庭の行事（法事など）等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女の参画を促進する。	男女共同参画・人権室



重点目標2 「政策・方針決定の場への女性の参画拡大」

社会の構成員の約半数は女性であり、その女性の意見や考えを政治、経済、社会、文化などあらゆる分野に反映させることは、女性だけでなく男女が共に暮らしやすい社会の実現につながるものです。

しかし、本町の政策・方針決定に関わる行政や議会、審議会等における女性の参画の割合は低く、また、地域における方針決定の場への参画も不十分な状況にあります。

多様な意思が政治や地域の政策・方針決定に公平公正に反映され、全ての人々が均等に利益を享受するためには、女性の参画は重要です。そのためにも関係機関や団体と連携しながら、女性の人材を育成し、女性自身の意欲を高め、各分野で活躍する人材の掘り起こしを進めていくとともに、積極的改善措置（ポジティブアクション）*の実行を通じて、女性の参画しやすい状況を整えることが重要となります。

施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	町の政策・方針決定の場への女性の参画の促進	町の各種審議会等への女性の登用を積極的に進め、平成31年度末までに32%とする。	総務課 各課 男女共同参画・人権室
		女性職員の活躍を支援するため研修の機会を設け、意欲と能力のある女性を管理職へ積極的に登用する体制づくりに努める。	総務課 男女共同参画・人権室
2	地域の方針決定の場への女性の参画の促進	地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点の導入を働きかけ、各団体や町内会での総会等に女性が参加しやすい環境づくりを促し、女性の参画拡大を図る。	総務課 男女共同参画・人権室



重点目標3 「働く場における男女共同参画の推進と仕事と家庭生活の両立支援」

働くことは、一人の人間として経済的にも精神的にも自立し、充実した人生を送るための基本的な権利の一つです。

本町女性の就業率は高く、一家の労働力・経済力として重要な役割を果たしています。しかし、家事・育児・介護等は女性が担うべきものという社会通念の中で、男性同様の役割を職場で期待されることは身体的にも精神的にも負担が大きくなります。その結果として女性が仕事を休んだり、辞めたりすることが多くなり、給与や昇進など待遇の面で男女の格差を生む要因の一つになっています。

働きたい女性が、仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるようにするためには、育児・介護休業制度等を利用しやすい環境に整えることが必要です。さらに、男性の子育て・介護等への参画の実現や、町民の需要に応じた保育・介護サービスの整備など、社会全体で育児や介護を支援していくことが必要です。

加えて一人ひとりの生き方・働き方が多様化する中で、仕事と家庭生活や趣味・ボランティア活動等その他の活動のバランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送れるようにすることが大切です。そのためには、就業時間や雇用形態における選択肢を増やすなど、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現が求められているとともに、一人ひとりの意識と行動の改革に働きかける啓発を行っていく必要があります。

特に近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、女性のエンパワーメント*を高め、社会のあらゆる分野に参画できるよう、多様な学習機会の確保や充実を図ることも重要です。

施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	労働基準法*、男女雇用機会均等法*、育児・介護休業法*、女性活躍推進法*の啓発と取り組みの推進を図る。	総務課 就労支援室
2	多様な働き方を可能にするための就業条件・環境の整備	事業所に対し、年次有給休暇を含めた各種休暇を利用しやすい環境づくりや長時間労働の是正などを呼びかけ、就労者に対し、育児・介護休業制度の周知徹底を図るとともに利用を促す。	総務課 就労支援室
		パートタイム労働法*の趣旨や内容の周知に努めるとともに、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方に関する情報提供に努める。	総務課 就労支援室



施策の方向		主な施策の内容	担当課
3	両立のための子育て・介護等の支援	「特定事業主行動計画」を策定し、範を示す。	総務課 男女共同参画・人権室
		「一般事業主行動計画」の策定と、子育て・介護への配慮を呼びかける。	就労支援室
		「越前町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様なニーズに応じた子育て支援の充実を図り、働きながら安心して産み育てられる環境整備・情報提供を行う。	福祉課
		働きながら安心して介護ができる体制の充実を図る。	福祉課 健康保険課
		男性の子育て・介護への参画を図る。	福祉課 健康保険課 男女共同参画・人権室
4	女性のエンパワーメントの促進と再チャレンジ支援	女性が様々な分野に意欲的に参画することができるよう、生涯にわたる学習機会の確保・充実を図り、女性のエンパワーメントを促進するとともに、子育て中の女性に対する就業相談、求人情報提供等に努める。	就労支援室 生涯学習課 男女共同参画・人権室

重点目標4 「農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現」

本町の基幹産業のひとつである農林水産業や商工観光業等に携わる女性が、その貢献に見合う評価を受け、仕事・家庭・地域において自信と充実感を持って暮らし、対等なパートナーとして経営に参画していくことができる社会の形成が求められています。

そのためには、女性の就業条件や労働環境を整備し、家族経営協定*等について周知するとともに、農業委員や各種団体・組合等の方針決定過程の場への女性の参画を促進する必要があります。

また、女性が活躍できる職場が創出されることで、女性がその地域に魅力を感じ、居場所を見出し、定住へとつながります。越前町の資源を活用した付加価値の高い商品・サービスの開発などによる地域活性化が求められる中、多様な視点の一つとして女性の視点を盛り込むことが不可欠です。今後、過疎化、高齢化の進展が予想される本町において、女性の主体性を生かし、能力発揮の機会を提供することは、生き生きしたまちづくりに欠かすことはできません。



施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	女性の主体性が生かせる就業条件や環境の整備	女性の主体性が生かせるよう就業条件や労働環境を整備し、快適に働ける環境を整える。	就労支援室 農林水産課 <small>男女共同参画・人権室</small>
		固定的な性別役割分担意識の見直しを働きかけ、積極的に取り組む女性を支援する。	就労支援室 農林水産課 <small>男女共同参画・人権室</small>
2	方針決定の場への女性の参画促進	産業活性化にむけて女性の視点が反映されるよう、方針決定の場への女性の参画を働きかける。	商工観光課 農林水産課 <small>男女共同参画・人権室</small>

重点目標5 「ともに思いやる健康づくり」

生涯にわたって、心身ともに健康でゆとりある生活を送ることは、全ての人の望みであり、自立して生きていくための基本的要件ともいえます。

町民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という自覚を持ち、それぞれの健康状態に応じて適切な自己管理を行えるよう、健康教育や相談体制の整備を図るなど、主体的に行動し健康でいられるよう支援することが必要です。

特に、女性の身体は、妊娠や出産など男性と異なる健康上の問題に直面するため、生涯を通じた健康支援が求められます。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の視点に立って、男女がお互いの身体の特徴を十分に理解し合い、心身を尊重し合う、思いやりの意識を幼少期から育てていくとともに、正しい知識と情報を提供していくことが重要です。

また、近年では心の健康づくりも重要な課題となっています。自身の生活や地域の様子に関心を持つなど、一人ひとりのやさしい気遣いと地域ぐるみでの協力が必要となっています。



施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	生涯を通じた健康づくりの推進	健康診査体制の充実を図るとともに、予防対策に関する正しい情報を提供することで、町民の健康づくりを促進する。	健康保険課
		食育を通じた健康づくりを推進する。	健康保険課 農林水産課
		生涯にわたり、スポーツ活動などを通じて健康の保持・増進を図れるような環境を整備し、町民の健康づくりを促進する。	スポーツ振興課
2	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	妊娠・出産に関わる自由や健康について、女性が自己決定権を持つことの大切さを啓発する。	健康保険課
		男女がお互いの身体の特徴を正しく理解し、自ら健康管理ができるようにするため、学校教育において性教育、健康教育を行う。	学校教育課
3	健康をおびやかす問題についての対策の推進	性感染症の予防と正しい理解を図る。	健康保険課
		飲酒・喫煙の害及び薬物乱用防止について啓発し、町民の理解を深める。	健康保険課

重点目標6 「誰もが安心して暮らせる環境の整備」

本町の65歳以上の高齢者の割合は平成26年には3割を超え、国や県に比べて高齢化が進んでいる状況です。

意識調査で「仮に、あなたの体が不自由になったとき、どのような介護を受けたいとお考えですか。」の設問に対して、全体で見ると「自宅で福祉サービス等を利用しながら介護を受けたい」が46.6%と一番高く、次いで「病院や介護施設等を利用する」が43.2%となっています。

肉体的にも経済的にも負担が大きい老老介護の増大が予測される中、その負担を家族とりわけ女性に偏らせることなく、地域全体で支えるという意識の醸成を図るとともに、多様化するニーズに的確に対応できる介護体制の整備や充実が求められています。

また、ひとり親家庭、障がいのある人、高齢単身者などは厳しい生活環境や雇用環境におかれやすい状況にあります。個々の生き方に沿った切れ目のない支援が必要であり、ノーマライゼーション*の理念に基づき、障がいのある人もない人も、高齢者も子ども



も、社会の重要な一員として、共に生きていける社会づくりを目指して、福祉インフラの整備や充実も求められています。

なお、災害が発生すると、固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被災者をさらに困難な状況に追い込むこととなります。そのため、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

誰もが安心して暮らせる環境を整備し、社会の一員として積極的に社会に参画し、自信と誇りと喜びを持って自立した生活ができるような社会づくり・意識づくりが必要です。

施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	高齢者が住みみなれた環境で安心して暮らせる介護支援体制の充実	在宅医療・介護連携の機能強化を図るとともに、介護保険事業の円滑な実施に努め、介護サービスの質の向上を図る。	健康保険課 福祉課
		認知症施策や生活支援サービスの充実を図る。	健康保険課 福祉課
2	高齢者の社会参加の促進	高齢者の就業機会の充実を図り、社会参加を促進する。	就労支援室
		学習機会等の提供を通して高齢者の生きがいづくりを支援するとともに、社会参加を促進する。	健康保険課 生涯学習課
3	障がいのある人が自立できる生活の支援	自立し安心して日常生活や社会生活が営めるよう施策の充実を図る。	福祉課
		公共施設のバリアフリーを推進し、障がいのある人等の自立と社会参加を促進する。	福祉課 各課
		雇用就業対策を推進し、社会的・経済的自立を支援する。	就労支援室
4	ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭が安心して暮らせる支援の推進を図る。	福祉課
5	男女の特性、視点を生かした暮らしの安全確保	全ての人々が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点にたった防災・災害・防犯対策の充実を図る。	防災安全課



重点目標7 「あらゆる暴力の根絶」

配偶者等からの暴力・ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっています。

本町における意識調査でも「パートナーから暴行を受けたことがありますか」の問いに対し、少ないながらも「何度もあった」「1・2度あった」との回答があり、見逃せない状況にあります。

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス*）やストーカー行為*、セクシュアル・ハラスメント*、性犯罪等、これらは全て人権を侵害する暴力です。

特に、配偶者からの暴力は、相手だけでなく同時に子どもに向けられることや、暴力を受けている親が子どもに暴力を向けることもあります。また、子どもにとっては親が暴力を振るわれているという事実そのものが精神的虐待を意味すると指摘されており、児童虐待という子どもの人権を侵害する暴力につながります。

これらを未然に防ぐには、法令等による防止策の徹底や、たとえ親しい間柄であっても暴力を振るうことは決して許されないものである、という認識を社会全体に徹底することが大切です。そして、加害者にも被害者にもなることのないよう非暴力の啓発を進め、幼少期から、男女平等とお互いの尊厳を重んじる対等な関係づくりを図っていくことが不可欠です。

また、被害者が相談しやすい体制の整備とその周知徹底を進めると共に、被害からの回復のための取り組み推進と的確な対応が必要であり、その背景事情に十分に配慮し、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが重要です。

さらに近年は、SNS*（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などインターネット上のコミュニケーションツールの広がりにもない、新たな形の暴力にも対応の必要があります。

施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	暴力等の防止に向けた啓発	配偶者等からの暴力等の防止に向けた広報・啓発を推進し被害防止に努める。	男女共同参画・人権室
2	被害者に対する相談・支援体制の推進	相談窓口を設置し、被害者が相談しやすい相談体制の整備と関係機関との連携強化を図るとともに、周知徹底に努める。	男女共同参画・人権室



重点目標8 「多様な選択を可能にする教育・学習の充実」

誰もが性別にとらわれず個性や能力が発揮できる男女共同参画社会を実現する基礎となるものは、教育であり、学習です。

学校教育や社会教育において、自立や思いやりの意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ることが必要です。また、今日の情報化社会においては、メディアによってもたらされる情報が人々の意識や行動に大きな影響を与えていることから、様々な情報やメディアに対する能力の向上が必要となります。

施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	男女の共生と自立を図る学校教育の推進	幼少期から、男女で差別をすることのないような教育に努め、男女共生の視点に立ち、一人ひとりを大切に意識の醸成を図るとともに、キャリア教育を推進し、自立の意識を確立させる。	福祉課 学校教育課 <small>男女共同参画・人権室</small>
2	男女共同参画を進める生涯学習の推進	性別に関わりなく、誰もが多様な選択ができ、様々な分野に意欲的に参画できるよう、男女共同参画の視点にたった学習機会を提供する。	生涯学習課 <small>男女共同参画・人権室</small>
3	メディア・リテラシー*の向上	情報教育を推進するとともに、男女の人権を尊重した表現の働きかけを進める。	学校教育課 生涯学習課 <small>男女共同参画・人権室</small>

重点目標9 「国際理解と協力の推進」

近年、政治・経済・文化などのあらゆる分野において国際化、情報化が進展する中で、国境を越えた相互交流による信頼や友好、協力関係を推進し、国際社会の動向を男女共同参画社会の促進に生かすことが必要となっています。

本町では、様々な価値観や生き方に触れ、幅広いものの見方を養うことを主眼として、児童生徒を中心にアメリカ・オーストラリアなど諸外国との交流事業を実施していますが、男女共同参画の視点を取り入れた更なる充実が望まれます。

また、町内に在住する外国の人達が安心して生活できるよう、互いに思いやりを持って関係づくりを図っていくことが大切です。



施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	国際的な視野を持った住民の養成	国境を越えた相互交流や外国語の学習を通して、異文化への興味を育て、信頼や友好、協力関係の推進を図り、幅広いものの見方を養う。	国際交流室
2	町内に在住する外国人との交流や支援	身近で自主的な国際協力活動を支援し、互いの信頼や協力関係を育てる。	国際交流室

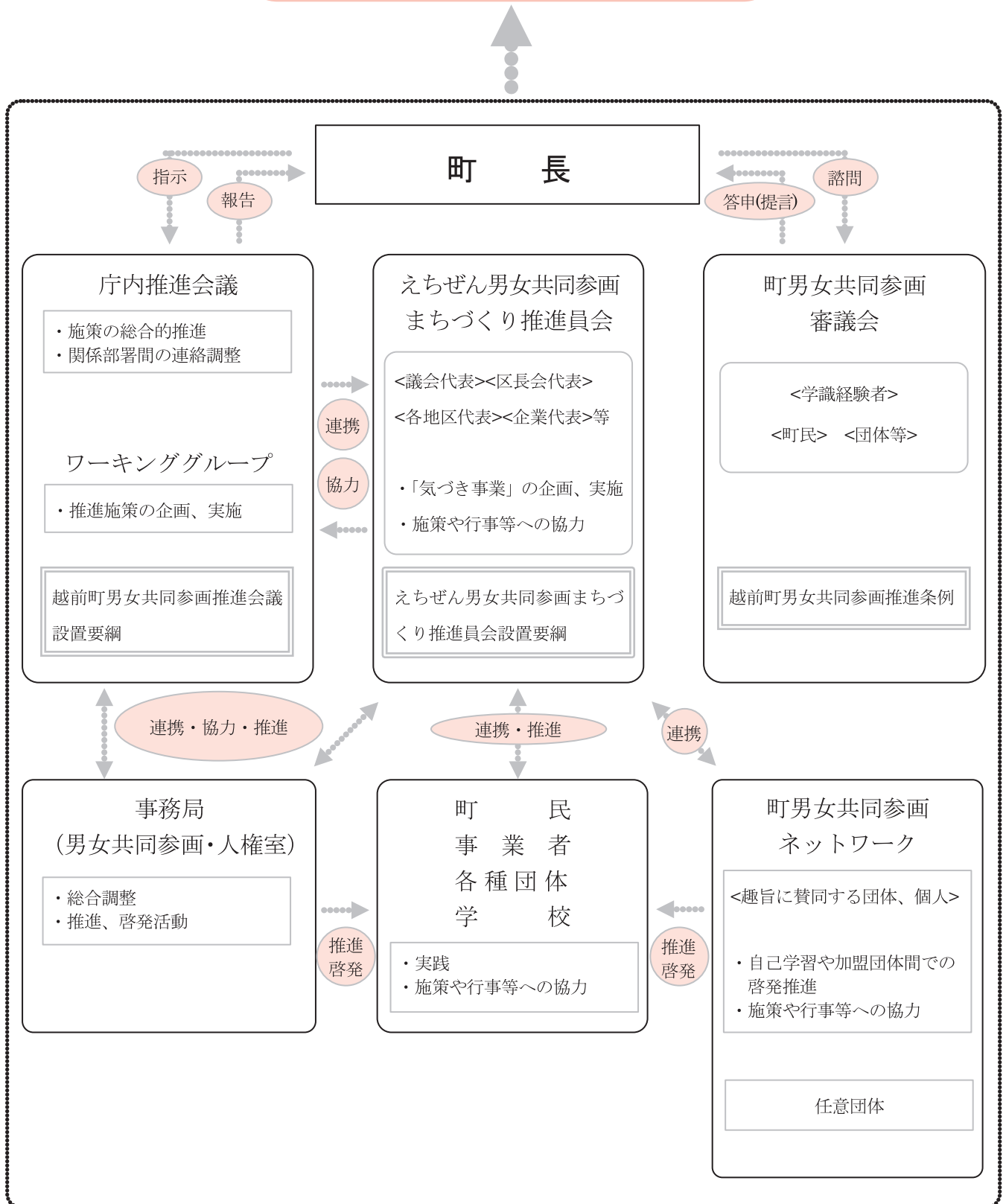
3. 計画の推進

施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	町における推進体制の整備と充実	町および庁内の推進体制の充実・強化	男女共同参画・人権室
2	あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映	「第2次えちぜん男女共同参画プラン」に基づく施策の実施および評価	各課
3	男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報提供	男女共同参画推進施策の実施状況等に関する報告書の作成・公表 広報誌やホームページ等による各種情報の提供	各課
4	関係機関・企業・各種団体・町民との協力・連携の強化	男女共同参画社会の実現を目指し、関係機関や企業、団体、町民との協力体制を強化するとともに、男女共同参画の視点に立った活動を要請していく。	各課



4. 越前町男女共同参画推進体制

男女共同参画社会の実現





用語解説



● 積極的改善措置

(ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

(例：国の審議会等委員への女性登用のための目標設定、女性国家公務員の採用・登用促進等)

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

● エンパワーメント

本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること。

「女性のエンパワーメント」とは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意志決定の場に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。

● 労働基準法

労働者が一定以上の生活ができるよう、労働条件の最低限を定めた法律。この法律の中で、女性であるということだけを理由に、男性との給与格差を設けることや、不利または有利に扱うことを禁止している。また、女性の妊娠・出産に関する機能に悪影響を及ぼすような業務の禁止、産前最後休業や妊産婦の労働時間等の権利について定めている。

● 男女雇用機会均等法

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進するために制定された法律(昭和61年4月1日施行)。労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職等における男女間の差別の禁止等について規定している。

● 育児・介護休業法

(育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

育児・介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立支援制度を規定した法律。育児休業制度、子の看護休暇、介護休業、介護休暇、短時間勤務制度、所定外労働の制限、深夜業の制限などについて定めています。育児休業・介護休業は一定の要件を満たせば、男女ともに取得することができ、事業主は原則として、労働者からの育児・介護休業の申出を拒むことができない。またこれらの取得を理由に不利益な取り扱いをすることは禁止されている。



- **女性活躍推進法**

2015年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。女性が職業生活において、その希望に応じ十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とし、施行から10年間の時限立法となっている。
- **パートタイム労働法
(短時間労働者の雇用
管理の改善等に関する
法律)**

(平成27年4月1日改正)

パートタイム労働者がその能力を有効に発揮できるように、(正規型の労働者などの)通常労働者との均衡のとれた待遇の確保を目的とした法律。パートタイム労働者の適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置などについて定めている。また、この法律の中で、パートタイム労働者の職務の内容、人材活用の仕組みが通常労働者と同じ場合には、通常労働者との差別的扱いを禁止している。
- **家族経営協定**

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
- **リプロダクティブ・
ヘルス/ライツ**

「性と生殖に関する健康/権利」と訳される。生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したもの。1994年のカイロ国際人口開発会議で提唱された概念で、今日、全ての個人に保障されるべき重要な人権の一つとして認識されている。
- **ノーマライゼーション**

障がいの有無にかかわらず、いかなる人も社会を構成する一員として、地域で共に生活を送ることができるような社会づくりを目指す理念。
- **ドメスティック・バイ
オレンス (DV)**

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用される。暴力には、殴る・蹴るといった身体的暴力ばかりでなく、無視したり罵倒したりする精神的暴力、性的行為の強要などの性的暴力、人間関係や行動を監視したり制限したりするなどの社会的暴力などがある。



● ストーカー行為

同一の者に対して「つきまとい等」を反復して行うこと。「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的で、その特定の者又は家族などに対して行う下記などのこと。

1. 「つきまとい、待ち伏せ、押しかけ」
2. 「監視していると告げる」
3. 「面会、交際の強要」
4. 「乱暴な言動」
5. 「無言電話、連続した電話・ファックス・メール」
6. 「汚物などの送付」
7. 「名誉を傷つける」
8. 「性的羞恥心を害する文書等を送る」

● セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意に反して行われる性的な言動であり、身体への不必要な接触、性的な関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など様々なものが含まれる。

それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設職員とその利用者との間や、団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりえるものである。

特に雇用の場においては、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり（対価型セクシュアル・ハラスメント）、またはそれを繰り返すことによって就業条件を著しく悪化させる（環境型セクシュアル・ハラスメント）ことを言い、男女雇用機会均等法には、事業主の雇用管理上の措置義務が規定されている。

● SNS (ソーシャル・ネット ワーキング・サービス)

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

● メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。